

2 看護師等奨学金返還支援事業について

(1) 事業者の認定

事業者は、次の全ての要件を満たすことについて、申請により、市長の認定を受けることができます。

- ① 気仙沼市看護師等奨学金返還支援補助金交付要綱による奨学金を返還し、又は返還する予定である者を看護師等として勤務させる医療介護施設等を有すること。
- ② 本市に対して、協力金^{※3}を納付する予定であること。
- ③ 市税の滞納がないこと。

※3「協力金」…気仙沼市看護学校等奨学金返還支援補助金の費用に充てることを指定した寄附金で、自らが経営する医療介護施設等に採用した気仙沼市看護学校等奨学金返還支援補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が受ける補助金の額の3分の1以上に相当する額のことをいう。

(2) 認定医療介護施設等

市長の認定を受けた事業者が経営する医療介護施設等で、奨学金を返還し、又は返還する予定である者を看護師等として勤務させる施設に限ります。

(3) 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する方です。

- ① 自己の名義で借り受けた奨学金を利用して看護師等の免許を取得し、かつ、当該奨学金を月賦、半年賦又は年賦により自ら返還し、又は補助金の交付申請日の属する年度内に返還を開始する予定である者
- ② 補助金の交付申請日において、認定医療介護施設等[※]の看護師等として業務に従事している者（令和2年4月1日以降に業務に従事した者に限る。）
- ③ 奨学金の返還に滞納がない者
- ④ 市税に滞納がない者
- ⑤ 気仙沼市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でない者
- ⑥ 気仙沼市看護師等奨学金返還支援補助金の交付を受けたことのない者（交付対象期間にある者には適用しない。）
- ⑦ 補助金の交付を受けようとする期間において、本補助金と同様な奨学金の返還支援を目的とする制度の補助を受けていない者

(4) 補助金額

補助対象者が補助金の交付申請日の属する年度内に返還した奨学金の額^(※)で、年額200,000円が上限となります。

(※) 繰上返還した場合における奨学金及び奨学金の返還遅延により生じた延滞金は含まない。

(5) 補助対象期間

現に奨学金を返還する期間として、補助金の交付決定通知において定める月から60月以内となります。

(注) 主な内容を記載しており、その他諸条件等があります。詳しい内容、手続き等についてはお問合せ願います。

令和4年度

看護学生奨学金貸付事業 看護師等奨学金返還支援事業

認定医療介護施設等

募 集 中



「気仙沼市看護学生奨学金貸付事業」は、将来、市内の認定医療介護施設等の看護師又は准看護師として業務に従事しようとする気仙沼市医師会附属准看護学校の学生を対象に、奨学金を貸与し、修学を容易にすることで、市内における看護人材の確保及び定着を図ることを目的とする事業です。

「気仙沼市看護師等奨学金返還支援事業」は、市内の認定医療介護施設等に看護師又は准看護師として勤務し、奨学金を返還する方を対象に、当該奨学金の返還を支援する補助金を交付することで、市内における看護人材の確保及び定着を図ることを目的とする事業です。

■問合せ



気仙沼市保健福祉部健康増進課

〒988-0066 気仙沼市東新城2丁目2番地1 TEL0226-21-1212

■ 気仙沼市内の看護人材の確保及び定着について

当地域では、急性期医療から慢性期・在宅医療、介護に至るまで、一連の医療・介護サービス等を切れ目なく提供できる体制の構築が望まれている中、その体制を支える看護人材の不足が深刻化しています。

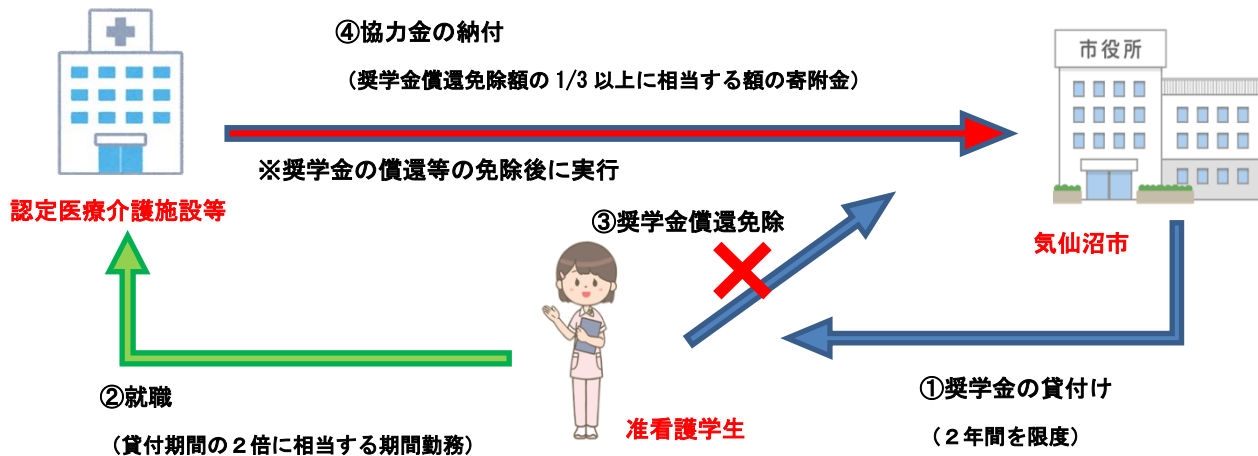
市は、看護学生奨学金貸付事業及び看護師等奨学金返還支援事業を開始し、市内における看護人材の確保及び定着の促進を図ります。

については、事業の趣旨に賛同し、市とともに、看護人材の確保及び定着を目指す事業者を募集します。

1 看護学生奨学金貸付事業

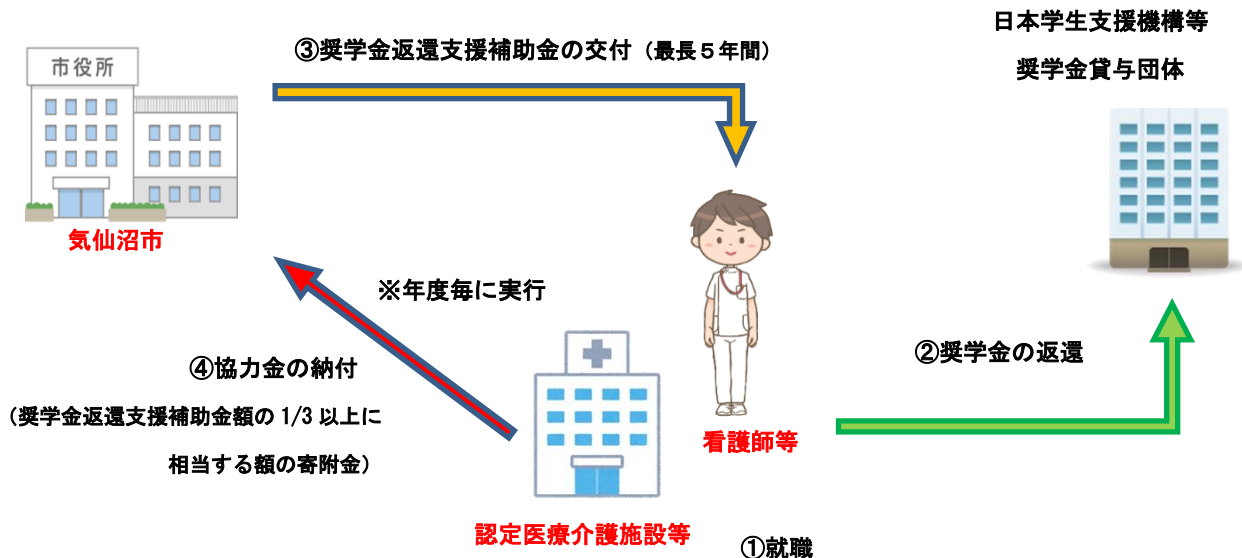
将来、認定医療介護施設等^{※1}に看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）として勤務しようとする気仙沼市医師会附属准看護学校の学生を対象に、予算の範囲内で奨学金を貸与します。

※1「認定医療介護施設等」…市長の認定を受けた事業者が経営する医療介護施設等（気仙沼市立病院及び気仙沼市立本吉病院を除く。）をいう。



2 看護師等奨学金返還支援事業

認定医療介護施設等に勤務する看護師等を対象に、奨学金の返還を支援する補助金を交付します。



1 看護学生奨学金貸付事業について

(1) 事業者の認定

事業者は、次の全ての要件を満たすことについて、申請により、市長の認定を受けることができます。

- ①看護学生奨学金の貸付けを受けた者を看護師等として勤務させる医療介護施設等を有すること。
- ②本市に対して、協力金^{※2}を納付する予定であること。
- ③市税の滞納がないこと。

※2「協力金」…気仙沼市看護学生奨学金の費用に充てることを指定した寄附金で、自らが経営する医療介護施設等に採用した気仙沼市看護学生奨学金の貸付けを受けた者が、奨学金償還免除となったときの当該免除額の3分の1以上に相当する額のものをいう。

(2) 認定医療介護施設等

市長の認定を受けた事業者が経営する医療介護施設等で、看護学生奨学金の貸付けを受けた者を看護師等として勤務させる施設に限ります。

(3) 貸付対象者

気仙沼市医師会附属准看護学校（以下「学校」という。）に入学を許可された者又は在学する者であって、認定医療介護施設等に看護師等として勤務する意思を有する方です。

(4) 貸付金額

奨学金の貸付金額は、月額 50,000 円（無利息）。ただし、予算の範囲内となります。

(5) 貸付期間

奨学金の貸付期間は、2年間で限度となります。

(6) 償還の免除

奨学金の貸付けを受けた者が学校を卒業後3年以内（学校を卒業後更に養成施設に入学した方にとっては、当該養成施設を修業又は卒業後3年以内）に認定医療介護施設等の看護師等の業務に従事し、かつ、次のいずれかに該当するときは、奨学金の償還等の全部を免除します。

- ①認定医療介護施設等の看護師等の業務に従事した期間が奨学金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間に達したとき。
- ②当該業務従事期間に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難になったとき。

医療介護施設等……気仙沼市の区域内に存する医療法に規定する病院、診療所及びその他法令の規定により看護師又は准看護師の配置が必要とされる施設。